

協働のまちづくりを進めるために  
(報告書) (案)

平成27年2月 日  
越谷市自治基本条例推進会議

# 目次

1	はじめに .....	1
2	協働のまちづくりを進めるために.....	●
	(1) めざす協働のまちづくりの方向性.....	●
	(2) 組織間の連携を推進するための方策.....	●
	①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」 の連携	
	ア 組織間の情報伝達手段の整備	
	イ 交流・PRの場の確保	
	ウ 組織間連携のコーディネーターの養成	
	②「市と地域コミュニティ組織」、「市と市民活動団体」の 連携	
	ア 協働事業の提案受け入れ窓口等の設定	
	イ 市と各種組織の情報共有手段の整備	
	ウ 市職員と各種組織メンバーの交流の場の設定	
	(3) 市民活動団体（NPO団体、ボランティア団体、ワーカ ーズコレクティブ等）を対象とした実態調査.....	●
	(4) まちづくりに資する団体への必要な支援方策.....	●
	ア 市民活動支援センターの利用方法の工夫	
	イ 資金面での支援制度の整備	
	ウ 民間の補助事業等の情報収集・提供	
3	自治基本条例のさらなる普及について.....	●
4	むすびに .....	●
5	委員名簿 .....	●

# 1 はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定、同年9月から施行されました。

自治基本条例は、市民が主役の自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や市民と市、市民相互などの協働による“自治の推進”を図るとともに、市の目指すべき方向として“豊かな地域環境の創造”を掲げるなどまちづくりの最高規範として制定されたものです。

第1期及び第2期の「越谷市自治基本条例推進会議」では、所管事項である自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について調査審議が行われ、平成23年2月には「自治基本条例の実効性を確保するための課題」として報告書が、平成24年1月には「自治基本条例の普及に関する事項について」、平成26年2月には「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」答申が提出されました。

私たちは、「越谷市自治基本条例推進会議」の第3期の委員として平成26年4月に委嘱され、これまでの報告書、答申の内容を踏まえながら、自治のまちづくりを推進するための仕組みづくり・環境整備について、11回の会議を開催し調査審議してきました。

このたび、調査審議の中で出た意見を、「協働のまちづくりを進めるために（報告書）」として整理しましたので、越谷市自治基本条例推進会議設置条例第2条第2項の規定により提出します。

## 2 協働のまちづくりを進めるために

### (1) めざす協働のまちづくりの方向性

自治基本条例には、自治の基本原則として「参加」、「協働」、「情報共有」の原則が明記されています。このうち「協働」に関しては、行政とともに公共を担うパートナーである地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働のまちづくりを推進すること、このような活動促進のための支援に努めることについて規定されています。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます

地域コミュニティ組織には、自治会、子ども会、PTA、老人クラブなど、地縁を基盤に活動している団体が、また、市民活動団体には、子育てや福祉、地域づくり、生涯学習といったさまざまなテーマで活動しているNPOなど、さまざまな団体が存在しています。

協働とは、これらのコミュニティの自主性、主体性を尊重したうえで、公共分野における共通課題の解決や社会的目的の実現といった、共通の目的に向かって活動することと言えます。

自治基本条例は、これらのコミュニティが公共分野で課題に取り組み、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

一方、住民のニーズが多様化し、新たな地域課題などが現れてきました。

こうした課題等に対し、行政、市民、さまざまなコミュニティとの適切な分担、または協働によって、対応することが求められています。

さまざまな分野の活動をすべて行政が担うことは、財政負担もさることながら、ノウハウ、人材の確保の点からも難しい状況となっています。

地域には自治会をはじめ、地縁を基盤にしたコミュニティが存在します。また、近年、子育てや福祉などを活動のテーマとしているテーマコミュニティの動きも活発になっており、それぞれのコミュニティがもつノウハウや人材を生かして活動を行っています。

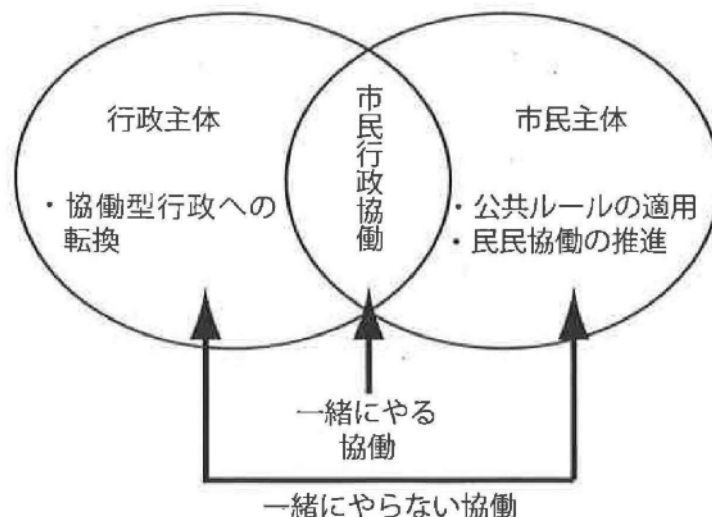
公共分野での課題を担う主体である、行政、地域コミュニティ組織及び市民活動団体が相互に協力する環境ができれば、相乗効果が生まれる可能性が高くなり、協働の意義を深めていくものと考えられます。

協働の形態としては、「一緒にやらない協働」「一緒にやる協働」\*1とがあり、①公共分野におけるコミュニティの主体的活動、②コミュニティどうし、いわ

ば民・民の協働、③行政とコミュニティとの協働に分けられます。

推進会議では、このような形態の中で、②の「民・民の協働」 ③の「行政とコミュニティの協働」に着目し、協働を推進する仕組みとして、「公共を担う主体（組織）間の連携」に焦点を当てて、審議を進めました。

\*1【参考図】 2つの協働



出典：松下啓一（2007）『自治基本条例のつくり方』ぎょうせい

## （2）組織間の連携を推進するための方策

### ①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携

#### 現状と課題

越谷市には、地域コミュニティ組織である自治会が多く存在しています（平成25年11月1日時点 375単位自治会、97,261世帯が加入）。また、「地区コミュニティ推進協議会」（以下、地区コミ協）が、居住地域における住民間・住民と行政との関わりを考えること、地区内の諸問題・諸課題を地区住民相互に話し合い解決を図ることを目的に、各地区の各種団体を構成員として組織されています。地区コミ協では、地区のまちづくり事業、スポーツ・レクリエーション事業、生涯学習事業など、市内全域で毎年度400程度の事業が実施されています。

また、平成25年度に設置された市民活動支援センターには、市内において継続的に市民活動を行っている団体として135の団体が（平成27年10月14日現在）、男女共同参画社会推進のための越谷市の拠点施設である「ほっと

越谷」には、51の団体が（平成27年●月●日現在）登録されています。さらに、市内では68の法人がNPO法人として登録されています（平成27年●月●日時点）。

このように、越谷市では地域コミュニティ組織や市民活動団体等、多くの組織が存在しており、それぞれの組織が活発に活動しているものと考えます。

しかしながら、異なった組織に所属している人同士が知り合う機会が少なく、自身が所属している組織以外の組織がどのような活動を行っているのかをよく知らないというのが現状と思われまます。

現在は、地域コミュニティ組織と市民活動団体等を結びつける役割の人が存在しません。また、組織の活動が固定化してしまっている場合があります。

地域コミュニティ組織と市民活動団体等が連携することができれば、活動の範囲や規模の拡大、活動内容の質の向上など、双方の得意分野を生かして相乗効果を得ることができるものと考えられます。

## 目標

様々な組織の活動内容が広く知れ渡ること、そしてそのことにより、異なった組織同士が協力することができ、それぞれの得意分野を生かして今より一層活発な活動が行われること。

## 取り組み

### ア 組織間の情報伝達手段の整備

#### ○SNSツール等を使って、色々な組織が情報をやり取りできる場を作る。

組織間の情報を伝達する手段として、手軽に情報をやりとりすることができるSNSツール等を活用することが有効であると考えられます。越谷市でも、市の情報発信手段としてツイッターを活用していますが、SNSツールの特性である、双方向の交流を活発に行うため、市が直接運営するのではなく、市民主体の取り組みとして行われることが望ましいと考えます。さらに、大学との連携により、学生にSNSの運営をしてもらうことができれば、SNSが身近な若い世代の関心を得ることもできるのではないかと、という意見もありました。

#### ○市民活動支援センターを、

#### 市や各種組織の情報を集約して共有する場とする。

現在も市民活動支援センターは市民活動団体の情報を集約する場となって

います。情報の共有のしかたをより一層工夫するとともに、市民活動団体だけではなく、市が実施する事業や地域コミュニティ組織のイベント等の情報も集約することが望ましいと考えます。また、各組織が実施を検討している段階の事業等の情報も収集し、組織が互いに助け合っって事業を実施することができるような情報公開の方法を検討することを望みます。

## イ 交流・PRの場の確保

各組織が他の組織へPRをすることができる場を設定する必要があります。地域コミュニティ組織や市民活動団体が、お互いの活動を知ることができ、知り合うことができる場を、地区センターや市民活動支援センターが企画、設定してはどうか、という意見がありました。また、市民活動団体同士の交流がより一層活発になるよう、市民活動支援センターの運用を工夫することを望みます。

## ウ 組織間連携のコーディネーターの養成

様々な組織が活動していくにあたり、自らの組織にはない専門的な知識や技術を必要とする場面があります。そういったときに、必要とする人材やノウハウをもつ他の組織を紹介してつなぐことができるような、コーディネーターの役割を担える人材を養成する必要がある、という意見がありました。また、地区センターが、地域コミュニティ組織と市民活動団体等の組織同士をつなぎ、調整をする拠点となることが望ましいと考えます。

## ② 「市と地域コミュニティ組織」、「市と市民活動団体」の連携

### 現状と課題

越谷市では、市内13地区ごとにある自治会連合会の支部や375の単位自治会に自治会振興交付金を交付し、運営を支援しています。また、集会施設の整備を行う自治会への補助、地区コミ協への助成金の交付を行うなど、各地区の創意工夫によるまちづくりを支援しています。こういった活動の全般的な支援を行うとともに、それぞれの事業の報告も受けており、地域コミュニティ組織と市との連携は、概ね図ることができているものと思われます。

市民活動団体については、特色あるふるさとづくりに資する事業に対して、越谷しらこぼと基金により助成を行い、事業報告を受けています。また、各地区センターでは、NPO法人等の人材やノウハウを生かし、共催や事業委託等

の方法により、子育てについての学び、保護者同士の交流、健康づくりのための講習会など様々な事業を実施しています。さらに、市民活動支援センターにおいて、市民活動のさらなる裾野を拡大するため、同じ地域に住む人と子育てやまちづくりなどについて日頃感じていることを話し合う「かふえとも」等の事業を、市民活動団体との協働で実施しています。

しかしながら、市民活動団体等が市との協働事業を提案したいと考えた時、提案の受け入れ先となり、提案された事業の審査を行う総合的な窓口がありません。また、市が市民活動団体の存在や活動内容を把握しきれていないように感じます。市の事業に市民活動団体等が関わることができれば、事業の質の向上が望めます。前述のように、現在も協働で実施している事業もありますが、市と市民活動団体が協働で事業を実施するという仕組みが確立していないため、双方の担当者が変わってしまうと、協働の事業がなくなってしまうがちなように思われます。

## 目標

市民と市が協力して事業を実施するための仕組み、優れた協働事業を継続的に実施する仕組みが確立されること。

また、様々な組織が市の事業等の情報を得ることができる手段や場が整備されること。

さらに、同じ分野で活動している市民と市職員が交流を深め、協働事業の質が向上すること。

## 取り組み

### ア 協働事業の提案受け入れ窓口等の設定

地域コミュニティ組織や市民活動団体等から協働事業の提案を受け、審査する総合的な窓口が市において設定されることが望ましいと考えます。窓口では、提案された協働事業を担当課へ割り振るだけでなく、実現可能性の判断や、事業の実現に向けた調整を行うことを望みます。

また、市と市民活動団体等が協働で事業を実施する際に、事業委託等、有償で事業を担ってもらう手法も視野に入れるべきではないか、という意見もありました。

### イ 市と各種組織の情報共有手段の整備

○市民活動支援センターに市と各種組織の情報を集約する。



『①「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携』の取り組みでも述べたように、市民活動支援センターを様々な情報の集約の場とすることを望みます。

## ウ 市職員と各種組織メンバーの交流の場の設定

現在も、市民活動支援課が主導し、交流の場となる「協働のまちづくり研修会」を開催しています。今後は、回数を増やし定期的に行う、テーマを設定し、テーマに沿った担当課、関係団体の交流・勉強の場とするなど、開催の手法をより工夫することを望みます。

### (3) 市民活動団体（NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等）を対象とした実態調査

#### 現状と課題

様々な組織の連携を図り、協働を推進していくためには、各組織の実態を把握し、需要に即した支援等を実施する必要があります。

地域コミュニティ組織の活動内容等については、現在、市が概ね把握できているものと考えます。

一方、市内にどのような市民活動団体が存在しているか、どのような活動を行っているかということについては、市が把握できていないものと思われる。また、市以外でも、市民活動団体の実態を把握している機関がないものと考えられます。

#### 目標

市が市内の市民活動団体の存在及び活動内容等を把握し、団体の需要に即した支援を実施することにより、市民活動がより活発に行われること。

また、調査により把握した団体の情報を活用し、団体の専門知識を生かした協働事業等が実施されること。

#### 取り組み

##### 市民活動団体の

活動実態や協働の事例、活動していく上での課題等を調査する。

市民活動団体（NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等）を対象とした実態調査を実施することを求めます。市民活動支援センターにおいて、団体登録で得ている情報をもとに、団体が活動している上での課題等を調査することが望ましいと考えます。

また、市内の団体を知ることができるツールとして、調査の回答結果を冊子にまとめることを望みます。

- I 調査対象：市民活動団体（NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等）
- II 調査実施主体：市民活動支援センター
- III 調査項目等：名称、活動内容、活動実績・協働事業の実績、活動している上での課題等

## （４）まちづくりに資する団体への必要な支援方策

### 現状と課題

市民活動の拠点として「市民活動支援センター」が設置されたことは素晴らしいことです。

現在、市民活動支援センターを会場として、市民活動支援センターと市民活動団体等の協働で、子育て世代の交流の場となる「ぽっぽひろば」や、地域とのつながりのきっかけや自分自身の人生を充実させる一歩となる交流の場、「かふえとも」など、団体が得意とする分野の事業や講座などが開催されており、市民生活の支えあいの一助となっています。

さらに、市民活動支援センターは市民活動団体の活動の場として機能するだけでなく、市民活動団体のスキルアップを図るため、会計処理や広報、資金調達方法の講座等を開催しています。また、「問題解決窓口」として、NPO運営の悩みに専門家が答える個別相談会等も開催しています。

しかしながら、市民活動団体等が主催する事業で市民活動支援センターを利用する場合、現状では利用方法の制限により事業の組み立て方や展開に限界があります。市民活動支援センターの施設利用方法の制限が緩和されれば、市民活動団体等の活動がより活発になることが期待されます。

また、団体が社会貢献活動を行っていくにあたり、無償での活動には資金面で限界があるのが実情です。資金面での支援制度を充実させていく必要があります。資金面での支援に関しては、民間事業者が募集している補助事業等も多くあるものと思われそうですが、各団体が自らすべての情報を収集することはなかなか難しいのが現状であると考えます。

## 目標

まちづくりに資する団体が使いやすいよう、活動の場、資金面での支援制度が整備されること。

また、市が民間事業者と団体の橋渡しをすることにより、団体の活動がより活性化すること。

## 取り組み

### ア 市民活動支援センターの利用方法の工夫

市民活動支援センターを会場として市民活動団体等が主催事業を実施する場合にも、市民活動支援センター主催事業のように、全フロアを使用しての事業実施が可能となるよう、利用方法の変更を検討していただきたい、という意見がありました。市民活動団体等の事業の規模や幅が広がり、活動自体の活性化に繋がるものと考えられます。

### イ 資金面での支援制度の整備

市が、まちづくりに資する団体への資金面での支援制度を充実させることを望みます。制度の整備にあたっては、助成対象経費等を、まちづくりに資する団体が活用しやすいような項目に整理すること等が必要であると考えます。

また、有償で活動するボランティアを支援する体制や制度を整えていく必要があるのではないか、という意見もありました。

### ウ 民間の補助事業等の情報収集・提供

民間企業等が実施する補助事業の情報を市において収集し、各団体へ情報を提供するという方法での支援を行うことが望ましいと考えます。市として資金面での支援を行うことには限りがあるものと思います。市の立場を活かし、情報共有の面での支援を行うことを望みます。

### 3 自治基本条例のさらなる普及について

協働を推進していくため、前述のような制度・環境を整備すると同時に、市民自らがまちづくりの主役であることの自覚を促し、当事者意識を喚起することが必要です。自治基本条例の趣旨を広く市民に浸透させ、まちづくりについての関心を高めるには、普及に関する取り組みが重要となります。

自治基本条例の普及の取り組みとして、現在、小学6年生を対象に自治基本条例の子ども版パンフレットを活用した授業が行われています。その取り組みに加え、「自治基本条例」の文言が入った文房具等の啓発品を配布することができれば、小学生等にも言葉として身近に感じることができるようになるのでは、という意見がありました。また、授業の中でパンフレットを活用し指導を行う立場である先生を対象として、自治基本条例に関する研修等を希望制で開催できると、より有効な活用が図られるものと考えます。さらに今後は、小学生だけではなく、中学生、高校生等、様々な段階で自治基本条例に触れる機会を作り、自治基本条例の趣旨を着実に根付かせていくことを期待します。

そのほか、若い世代にまちづくりに関心を持ってもらう取り組みとして、空き家等を、若い世代がまちづくりについて学んだり、交流をしたりすることができる施設として活用できると良いのではないかと、という意見もありました。

また、市の取り組みとして、「出張講座」というものがあります。しかしながら、その存在を知っている人が少ないように感じます。改めてPRをすれば、まちづくりがより一層進展するのではないかと、という意見がありました。人が集まるイベント等で自治基本条例の講座を実施することも有効であると考えられます。

さらに、自治基本条例の趣旨を浸透させるため、講座等を開催するだけではなく、まちづくりに資する活動等をメニュー化し、実際に体験できるようにすると良いのではないかと、という意見もありました。子ども、大学生、社会人等、様々な年齢層に向けて色々なメニューを用意できると、より効果的であると考えます。

そのほか、普及の取り組みとして、地域コミュニティ組織や市民活動団体等の活動の事例をホームページ等で紹介し、そういった活動が自治基本条例に基づくものであるということを表記する、といった方法が挙げられます。具体的な事例を示すことができれば、市民がまちづくりを身近なものとして感じられることと思います。現在、市民活動支援センターが登録団体の情報をホームページで公開しています。その内容を発展させ、団体や活動の事例を、分野ごとに整理して公開することができれば、より一層効果的であると考えます。

また、組織間の情報伝達手段の整備の項目でも記述したように、ツイッターやフェイスブック等のSNSツールを活用、併用することによって、より効果

が得られるのではないか、という意見もありました。

いずれにしても、「越谷に住んでよかった、これからも住み続けたい」と誇れる魅力的なまちとして発展していくためにも、自治基本条例の普及に関する取り組みが引き続き着実に行われていくことを望みます。

## 4 むすびに

越谷市が自治のまちとして発展していくためには、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが越谷市を自分たちのまちとして、さらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要です。また、市民と市がお互いに連携・協力し、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切です。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」が推進されており、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織及びNPO法人やボランティア団体などの市民活動団体が、協働の担い手として積極的に活動しています。

しかしながら、このたびの報告書でまとめたように、協働によるまちづくりが進展していくにあたっての課題は数多くあります。本報告書で提言した内容について、市長のリーダーシップのもと、事業が具体的に予算化されるなど、課題の解決に向けた取り組みが行われていくことを期待します。

越谷市では、平成27年度から中核市に移行し、これまでよりも市民に身近なところできめ細かな市民サービスを提供することができるようになりました。

このような状況の中、今後とも、市民から広く募集して選んだ本条例のキャッチ・フレーズ、“みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち”にふさわしい越谷市の実現に向けて、一步一步、着実に前進していくことを切に望みます。

## 5 越谷市自治基本条例推進会議 委員名簿 (第3期)

会長 佐々木 一彦 副会長 石崎 一宏

	氏名	ふりがな	備考
公募による市民	黒田 岳志	くろだ たけし	
	駒崎 美佐子	こまざき みさこ	
	齋藤 慶治	さいとう けいじ	
	白岩 尚子	しらいわ たかこ	
	鈴木 陵平	すずき りょうへい	
	淵野 彩子	ふちの あやこ	
	松原 千廣	まつばら ちひろ	
	村田 恵子	むらた けいこ	
コミュニティ組織の推薦する者	石崎 一宏	いしざき かずひろ	越谷市自治会連合会 副会長 (越谷市コミュニティ推進協議会 委員・増林地区 コミュニティ推進協議会 会長)
	原田 惣佐	はらだ そうすけ	越谷市コミュニティ推進協議会 副会長 (越谷市自治会連合会 会長・越ヶ谷地区コミュニ ティ推進協議会 会長) 平成27年8月 辞職
	戸巻 正	とまき ただし	越谷市コミュニティ推進協議会 副会長 平成27年11月 委嘱
	三澤 善道	みさわ よしみち	越谷市市民活動支援センター 登録団体推薦者
	大野 静香	おおの しずか	越谷市男女共同参画支援センター 登録団体推薦者
学識経験者	雨宮 昭一	あめみや しょういち	地方自治の専門家 獨協大学法学部総合政策学科名誉教授
	佐々木 一彦	ささき かずひこ	行政経験者 元足立区教育委員会教育長 元文教大学人間科学部非常勤講師
	横家 豪	よこや たけし	法律の専門家 弁護士(埼玉弁護士会越谷支部)